

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」について

令和4年3月31日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 題名

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2. 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年地方税法等改正法」という。）の一部の施行及び地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下「令和4年地方税法等改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、令和2年地方税法等改正法の一部の施行及び令和4年地方税法等改正法の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布日：令和3年3月31日

施行日：令和4年4月1日。ただし、第19条の改正規定中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める部分は、令和5年4月1日。

【参照条文】

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）抄
第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。